

○火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百三十六号)

改正 平成一三年 二月 一日国土交通省告示第 六七号

同 二七年 一月二九日同 第一八四号

(同二七年 三月一八日同 第四〇二号)

同 二七年 三月一八日同 第四〇二号

同 二七年 三月二七日同 第四四二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百六条の二第一項第五号の規定に基づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分の部分を次のように定める。

火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分

イ 令第二百六条の三第一項第一号から第三号まで、第七号から第十号まで及び第十二号に定める基準

ロ 当該排煙設備は、一の防煙区画部分（令第二百六条の三第一項第三号に規定する防煙区画部分をいう。以下同じ。）にのみ設置されるものであること。

ハ 排煙口は、常時開放状態を保持する構造のものであること。

ニ 排煙機を用いた排煙設備にあつては、手動始動装置を設け、当該装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から八十センチメートル以上一・五メートル以下の高さの位置に、天井からつり下げて設ける場合においては床面からおおむね一・八メートルの高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

二 令百十二条第一項第一号に掲げる建築物の部分（令第二百六条の二第一項第二号及び第四号に該当するものを除く。）で、次に掲げる基準に適合するもの

イ 令第二百六条の三第一項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる基準

ロ 防煙壁（令第二百六条の二第一項に規定する防煙壁をいう。以下同じ。）によって区画されていること。

- ハ 天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の高さが三メートル以上であること。
 - ニ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしてあること。
 - ホ 排煙機を設けた排煙設備にあつては、当該排煙機は、一分間に五百立方メートル以上で、かつ、防煙区画部分の床面積（二以上の防煙区画部分に係る場合にあつては、それらの床面積の合計）一平方メートルにつき一立方メートル以上の空気を排出する能力を有するものであること。
- 三 次に掲げる基準に適合する排煙設備を設けた建築物の部分（天井の高さが三メートル以上のものに限る。）
- イ 令第二百二十六条の三第一項各号（第三号中排煙口の壁における位置に関する規定を除く。）に掲げる基準
 - ロ 排煙口が、床面からの高さが、二・一メートル以上で、かつ、天井（天井のない場合においては、屋根）の高さの二分の一以上の壁の部分に設けられていること。
 - ハ 排煙口が、当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の下端より上方に設けられていること。
 - ニ 排煙口が、排煙上、有効な構造のものであること。
- 四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分
- イ 階数が二以下で、延べ面積が二百平方メートル以下の住宅又は床面積の合計が二百平方メートル以下の長屋の住戸の居室で、当該居室の床面積の二十分の一以上の換気上有効な窓その他の開口部を有するもの
 - ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。）以外の建築物の部分の全てが令第二百二十六条の二第一項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）
 - (1) 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（令第十五条の三第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいい、入所する者の使用するものを除く。）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。
 - (2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に

存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

- ハ 法第二十七条第三項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの
- ニ 高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一（イ）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては（一）又は（二）に、居室にあつては（三）又は（四）に該当するもの
- （一） 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十四項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの
- （二） 床面積が百平方メートル以下で、令百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁により区画されたもの
- （三） 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十四項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの
- （四） 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの
- ホ 高さ三十一メートルを超える建築物の床面積百平方メートル以下の室で、耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十四項第一号に規定する構造であるもので区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和四十七年建設省告示第三十号、建設省告示第三十一号、建設省告示第三十二号及び建設省告示第三十三号は、廃止する。

附 則 （平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八四号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月一八日国土交通省告示第四〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年三月二七日国土交通省告示第四四二号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。